



定期がん保険

(無配当・無解約返戻金型)

ご契約の しおり・約款

2025年12月

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

定期がん保険

(無配当・無解約返戻金型)

ご契約のしおり 

「ご契約のしおり」は、保険契約に関する重要な事項および普通保険約款について
わかりやすくまとめたものですので、申し込みの前に必ずご一読ください。

2025 年 12 月

ライフネット生命保険株式会社

目次

第1編 各商品共通のご案内	2
1 申し込みに際して必ずご確認くださいもの	3
① 「利用規約」	3
② 個人情報の取り扱い	4
2 ご契約に際して	9
① ご契約の流れ	9
② 申し込み手続きについて	9
③ 申込内容と「お客さま控」	10
④ クーリング・オフについて	11
⑤ がん保険の責任開始について	11
⑥ 保険料の払い込みについて	12
⑦ 各種お手続きについて	13
3 その他のお知らせ	14
① 当社の組織形態について	14
② 生命保険契約者保護機構について	14
③ 税法上の特典（2025年12月1日現在）	17
第2編 定期がん保険（無配当・無解約返戻金型）の特徴としくみ	18
① しきみ図	19
② 商品の特徴	24
③ 注意事項	29
④ 一時金または給付金をお支払いできない場合の代表例	30

第 1 編 各商品共通のご案内

本編では、申し込みに際して、各商品に共通の重要な事項を記載していますので、保険契約を申し込む前に、必ずご一読ください。



申し込みに際して必ずご確認くださいもの

① 「利用規約」

当社のウェブサイトを利用して保険契約をお申し込みいただく際の利用規約です。この規約は、お客さま情報をご登録いただく際に表示します。申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。

利用規約

(1) 電子交付について

当社は、各種約款、各種案内、契約内容などを、書面の交付（郵送）に代え、ウェブサイト、電子メールなどの当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。また、電子メールによる場合は、お客さまにご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知します。ウェブサイトにおいては、お客さまの本人確認をさせていただく場合があります。なお、一部の書面については、郵送する場合があります。

(2) マイページ利用の際の本人認証について

当社は、お客さまが指定されたログイン ID およびログインパスワード（以下、これらを「認証番号」といいます）の確認または「ライフネット生命」という名称のアプリケーション（名称が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含む。以下、「アプリケーション」といいます）をもってお客さまの本人認証を行い、お客さまは、当社が本人認証をした場合に限り、マイページをご利用することができます。当社が認証番号の確認またはアプリケーションをもって本人認証を行った場合、マイページでご利用されたサービスは、すべてお客さま本人により行われたものとみなします。お客さまは、認証番号を自己の責任をもって厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、売買等を行うことはできないものとします。

(3) 外部サービスアカウント連携の利用について

お客さまは、当社があらかじめ指定した他社が運営するサービス（以下、「外部サービス」といいます）のアカウントでマイページを利用することができます。外部サービスのアカウントでマイページの利用を希望するお客さまは、別に定める「外部サービスアカウント連携利用規約」の内容に同意の上で、必要な手続きを行ってください。当社は、お客さまが外部サービスのアカウン

トでマイページを利用した場合、すべてお客さま本人によりマイページのサービスが利用されたものとみなします。お客さまは、外部サービスにおけるアカウントの登録・管理などを自己の責任において行うものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、外部サービスのアカウントを第三者に使用させないものとします。

(4) スマートフォンを利用して当社サービスを利用する場合について

①スマートフォンサイトの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が開設する専用のウェブサイト（以下、「スマートフォンサイト」といいます）をご利用することができます。
- スマートフォンサイトのご利用にあたりご使用いただけるスマートフォンの種類は、当社所定のものに限りします。
- スマートフォンサイトでご利用できるマイページ（以下、「スマートフォン版マイページ」といいます）は、PC サイト版マイページとサービス内容が異なる場合があります。
- スマートフォンサイトでご提供する当社サービスやスマートフォン版マイページでご利用できるお手続きの内容については、その内容を変更したり、または制限したりすることがあります。その場合、当社は、保険契約の保全のために必要なサービスやお手続きについては、PC サイト、コンタクトセンター、書面等により引き続きお客さまにご提供・ご利用できるよう代替手段を講じることとします。

②アプリケーションの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が管理、運営する専用のアプリケーション（以下、「アプリケーション」といいます）をご利用することができます。
- アプリケーションは、「ライフネット生命」アプリ利用規約の内容をご確認、同意の上ご利用ください。

② 個人情報の取り扱い

■ 個人情報保護宣言

当社の個人情報の保護方針です。お客さま情報をご登録いただく際に表示します。申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。内容は、当社のウェブサイト（<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/>）でご確認いただくことができます。

■機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

告知画面ではお客さまの健康状態について告知していただきます。健康状態に関する情報は機微(センシティブ)情報になりますので、告知に際しては、画面に表示する当社の機微(センシティブ)情報の取り扱いを必ずお読みいただいたうえで告知画面にお進みいただきます。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

(1)「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※ 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申し込みがあった場合、申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト (<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/>) でご確認ください。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

保険金、年金、給付金または共済金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実が消去されます。各生

命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト (<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/>) でご確認ください。



2 ご契約に際して

① ご契約の流れ

申し込みからご契約までは、以下の 4 つのステップで簡単にお手続きいただけます。当社のウェブサイト上の各ページの案内に沿って、申込内容を入力してください。詳細は当社のウェブサイトをご確認ください。

STEP1 保険プラン作成(お客さま)

ウェブサイトで生年月日などを入力し、保険料をご確認ください。ご希望のプランで申し込みをしてください。

STEP2 お引き受けの審査(当社)

当社にて、保険をお引き受けすることができるか、お客さまの申込内容をもとに、審査を行います※¹。

STEP3 必要書類の提出(お客さま)

必要な書類をご案内しますので、期間内に当社へご提出ください。

STEP4 ご契約の処理(当社)

ご契約成立のための処理を行います※²。契約成立のお知らせをメールおよびマイページへご連絡し、保険証券を交付します※³。保険料はウェブサイトより申し込みいただいた月の翌月分から発生します。

※ 1 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、お住まいの都道府県の受療率（厚生労働省「患者調査」の受療率（人口 10 万人に対する推定患者数）を利用）などのデータ、身体の状態など、保険金や給付金のお支払いが発生するリスクに応じてお引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、保険金額や給付金額に上限を設ける場合や、特定の疾病・身体部位・障がい状態を不担保とする特別条件を付ける場合、お引き受けができない場合があります。

※ 2 高額契約の申し込みの場合やお引き受けの審査に必要な場合は、定期健康診断の結果表（コピー）などをご提出いただき、再度お引き受けの審査を行います。

※ 3 申し込み日から 30 日以内にご契約の成立に必要な書類などが完備しなかった場合は、申し込みは取り消され、保障の開始も無効となります。

② 申し込み手続きについて

■ 普通保険約款

保険契約者と当社の間で締結する保険契約の内容が記載された文書のことです。

生命保険は長期間、また非常に多くの契約者集団から成立するために、保険種類ごとにあらかじめ一定の契約条件・内容を定めた約款を作成し、ご契約者さまに内容を説明、理解していただいたうえで契約を締結することとしています。必ずご一読いただき、内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

■ 申し込み手続き

必ずご契約者さまご自身でお手続きください。

- 申込内容は、保険会社との契約内容を取り決めるものです。内容を十分にお確かめのうえ、お間違えのないように入力してください。
- 告知情報は、健康状態などをお知らせいただくものです。内容を十分ご理解のうえ、質問事項について事実を入力してください。

③ 申込内容と「お客さま控」

当社では、インターネットを介して、申し込みを行っていただきます。

各ページの案内に沿って、内容を十分ご理解のうえ、お手続きください。

「お客さま控」は、ご契約事項、告知事項などについて、申し込み時にご入力いただいた情報の控えです。ご確認のうえ、ダウンロード・保存してください。

■ 保険商品の概要(契約概要)

見積りを行った保険商品の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「保険商品の概要（契約概要）」は保険商品についての代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ ご意向の確認(意向確認書)

お申し込みいただいた保険商品が、お客さまのニーズに合致しているかを確認させていただくことを「意向確認」といいます。当社では、ウェブサイトで申し込みに必要な入力と合わせて、「保険商品の概要（契約概要）」「ご意向の確認（意向確認書）」を表示し、ご回答いただくことで、意向確認とさせていただきます。

■ 特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)

契約の申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項（免責事項や不利益な情報など）を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）」には代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ 告知の前にご確認いただきたい大切な事項

生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、お互いに保障しあう相互扶助の制度

です。

そのため、生命保険のご契約の際には、契約者間での保険料負担の公平性が保たれるよう、過去の傷病歴、現在の健康状態などについてお伺いしています。正しく告知されなかった場合は、保険契約を解除することがあり、また、傷病歴などがある場合は、保険契約をお引き受けできない場合があります。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に、「告知の前にご確認ください」を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知画面に進んでいただきます。

■ 告知事項

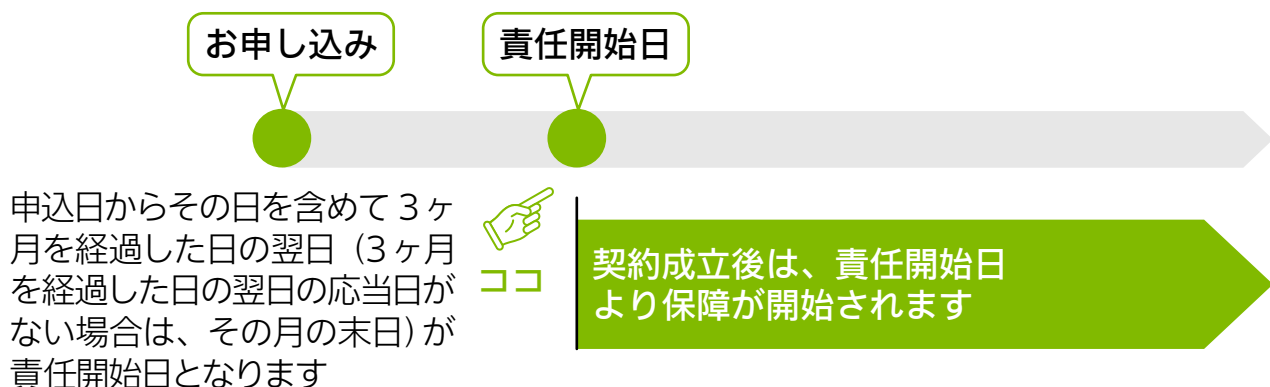
保険制度の公平性を維持するため、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など当社が質問する事項について、事実をありのままに告知していただく必要があります。事実を回答しなかったり、事実でないことを回答した場合は、告知義務違反として保険契約が解除される場合がありますので、十分内容をご理解のうえ、正確にご入力ください。告知漏れなどがありましたら、すぐに当社までお知らせください。

④ クーリング・オフについて

保険契約の申込完了日から、**その日を含めて8日以内**であれば、申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。申し込みの撤回等は、書面またはマイページや電子メールなどの電磁的記録の発信時（書面による場合は郵便の消印日）に効力を生じますので、申し込みの撤回等を希望される場合は、申し込みを取り消す旨の意思・契約者氏名（書面による場合は自署）・住所・申込番号を記載して、郵送または電磁的記録により当社宛てに、前述の期間内（書面による場合は8日以内の消印有効）に発信してください。

⑤ がん保険の責任開始について

申し込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日（3ヶ月を経過した日の翌日の応当日がない場合は、その月の末日）を責任開始日として保障を開始します。



6 保険料の払い込みについて

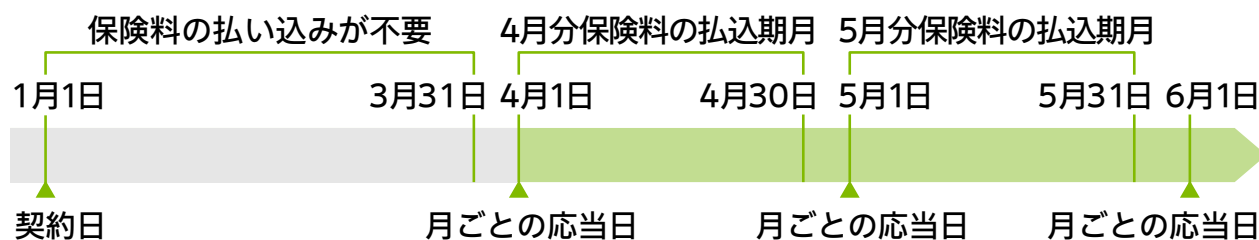
■ 保険料の払込方法

保険料の払い込みは月払いのみで、以下の方法からご選択いただけます。

- **口座振替**：当社が提携している金融機関の、ご契約者さま名義の口座から、毎月の振替日に自動的に当社の口座へ振り替えられます。
- **クレジットカード払い**：ご指定いただいたご契約者さま名義のクレジットカードにより決済されます。

■ 保険料の払込期月

払込期月とは、契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）の属する月の初日から末日までをいいます。毎月の保険料は、払込期月内に払い込んでいただきます。この保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約日からがんの保障開始までの3ヶ月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。



■ 保険料の払い込みの猶予期間と失効

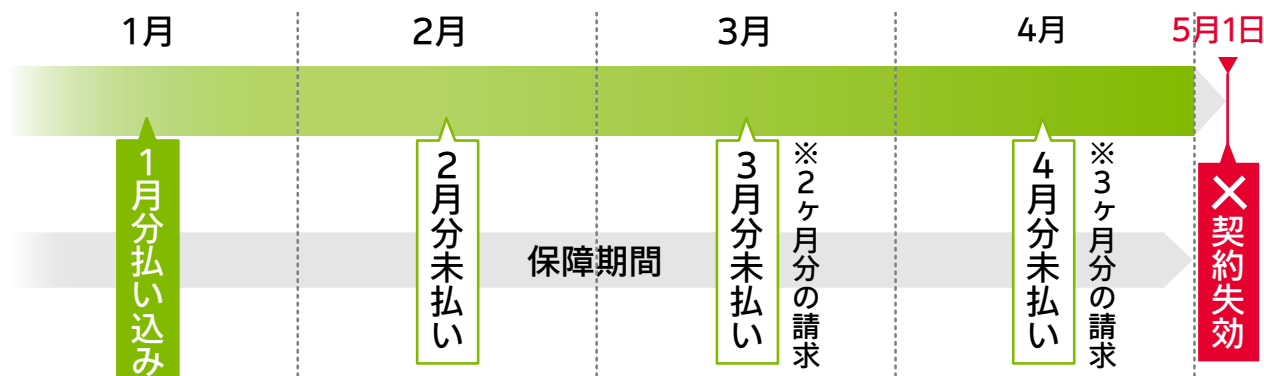
払込期月内に払い込みのご都合がつかない場合のために、保険料の払い込みの猶予期間を設けています。

保険料の払い込みの猶予期間：

払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とします。

保険契約の失効：

猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います（失効）。失効した保険契約を元の状態に戻すこと（復活）はできませんので十分にご注意ください。



■保険料の払い込みが免除される場合

被保険者が、責任開始時点以後に約款所定の状態となった場合には、将来の保険料の払い込みが免除される場合があります。各商品によって条件に違いがありますので、各商品の普通保険約款をご確認ください。

⑦ 各種お手続きについて

■ご契約内容の確認・変更・解約

当社のウェブサイト上にあるマイページに、お客さまにご指定いただいたログイン情報を入力いただくことで、ご契約内容の確認や変更、解約などのお手続きをしていただくことができます。マイページからお手続きいただける内容は以下のとおりです。

- お客さま情報（住所やメールアドレスなど）の変更
- お支払い方法の変更
- 受取人・指定代理請求人の変更
- 保険金額・給付金額の減額
- 保険契約の解約
- 保険証券の再発行
- 控除証明書の再発行 など

各種お手続きのご不明な点については、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

※受付時間：平日 9 時～ 17 時 30 分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

ご契約内容、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-205566**

※受付時間：平日 9 時～ 20 時、土曜日 9 時～ 18 時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします



3 その他のお知らせ

① 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社になります。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

② 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- (1) 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- (2) 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- (3) 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※¹に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※²を除き、責任準備金等※³の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません※⁴）。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手

続の中で確定することとなります)。

- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

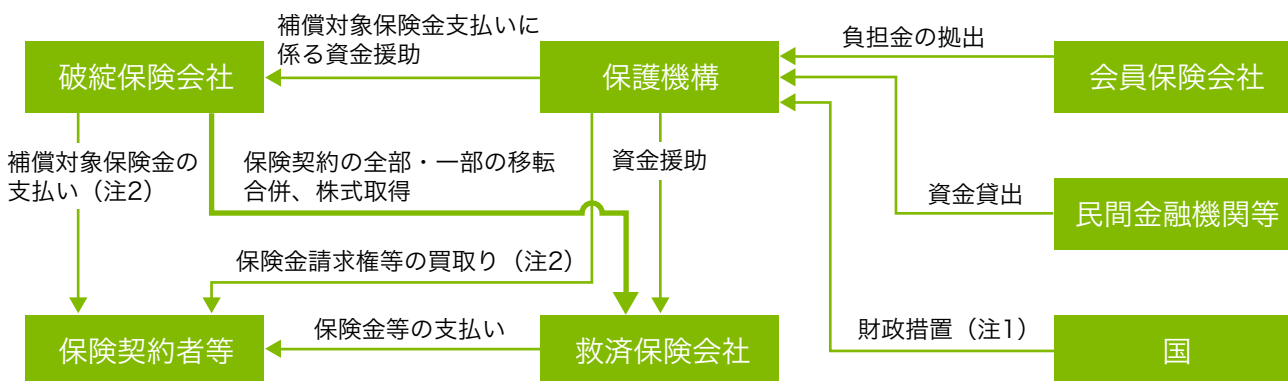
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

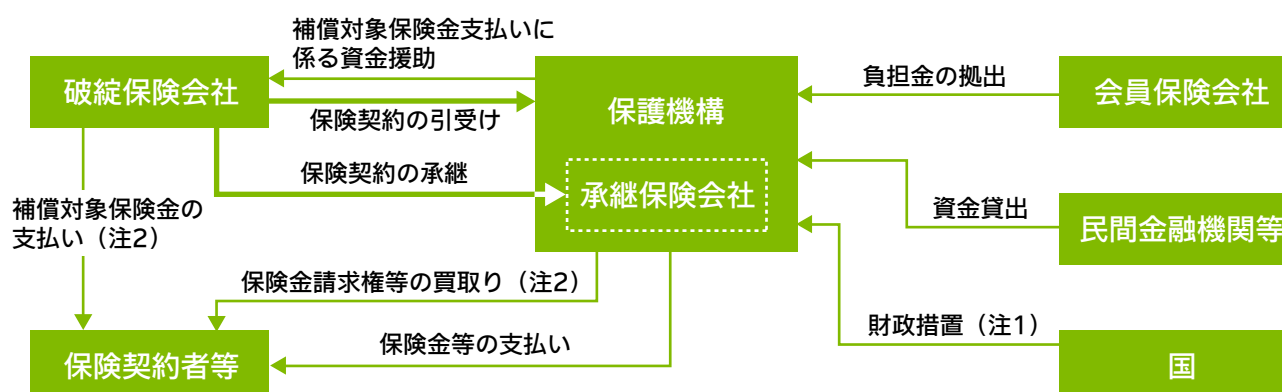
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<しくみの概略図>

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります）。

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

③ 税法上の特典(2025年12月1日現在)

■ 生命保険料控除

払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が少なくなります。

生命保険料控除の対象となる契約は、保険金や給付金の受取人が契約者本人か、またはその配偶者やその他の親族となっている保険契約です。

対象となる保険料は、1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額です。

所得税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 10,000 \text{ 円}$
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 20,000 \text{ 円}$
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

住民税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/2) + 6,000 \text{ 円}$
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1/4) + 14,000 \text{ 円}$
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

■ 死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金については、契約者と被保険者が同一のため、保険金受取時には相続税の対象となります。

死亡保険金受取人が契約者の法定相続人の場合は、法定相続人 1 人につき 500 万円が生命保険金控除額となり、相続税の課税対象から控除されます。

■ 上記以外の保険金(高度障害保険金)と給付金の税法上の取り扱い

被保険者本人、もしくはその配偶者、直系血族、生計を一にする親族が高度障害保険金や医療保険の給付金、がん保険の給付金、就業不能保険の給付金、認知症保険の給付金を受け取る場合には、全額非課税です。

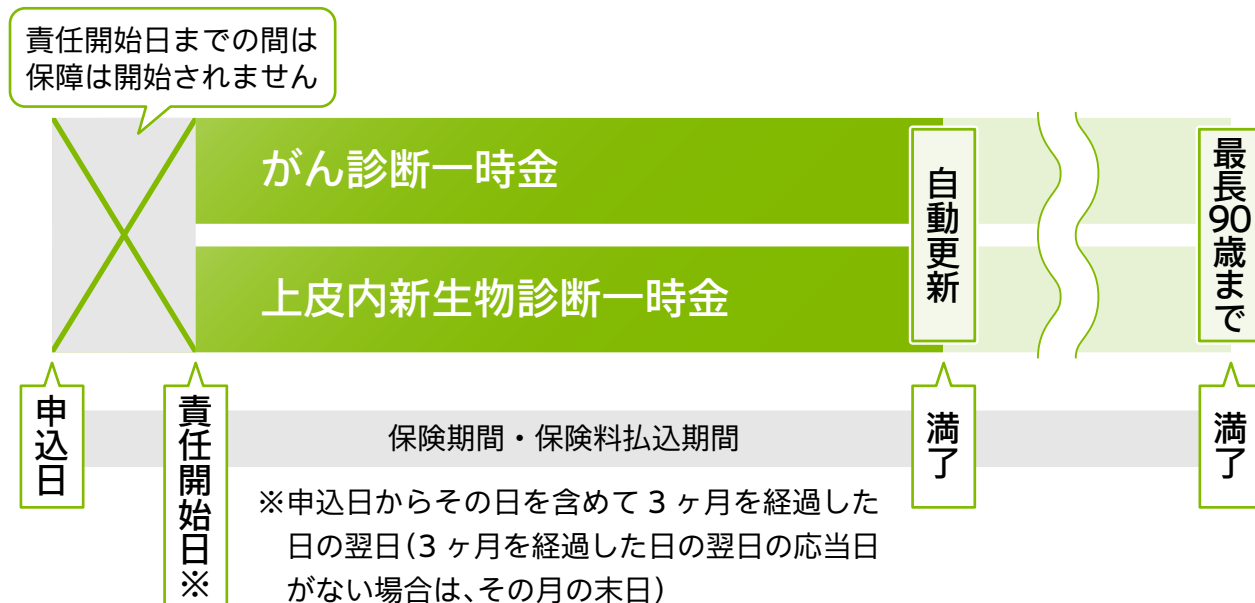
第2編

定期がん保険 (無配当・無解約返戻金型) の特徴としくみ

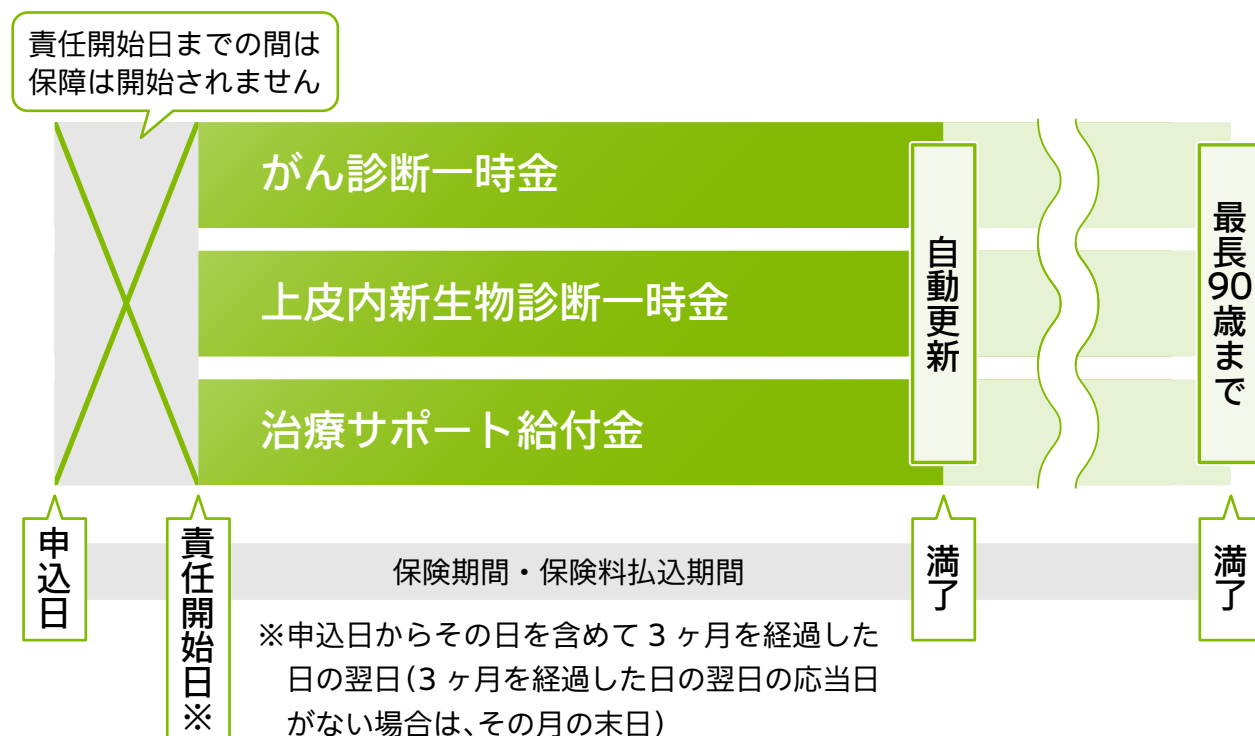
本編では、商品の概要をご確認いただけます。
商品の内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

1 しくみ図

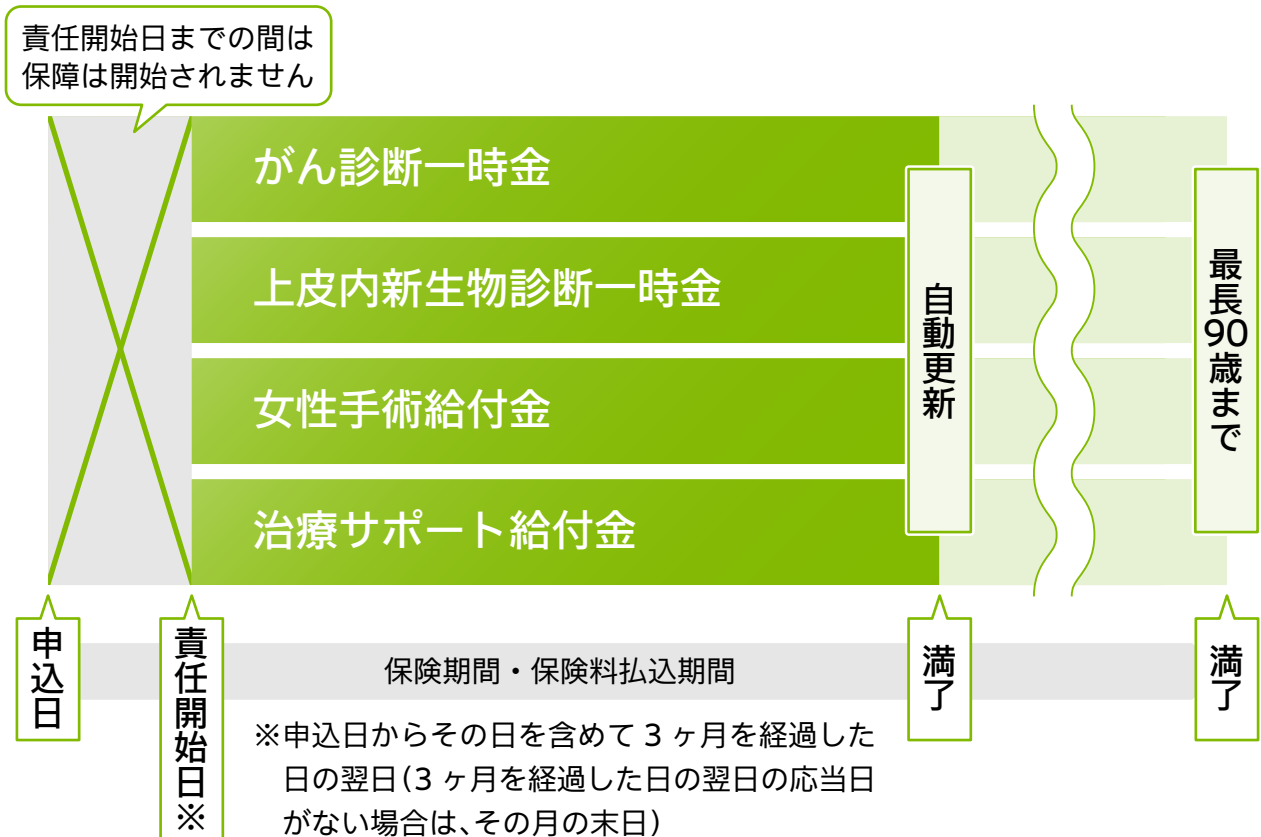
(1) A 型のしくみ図



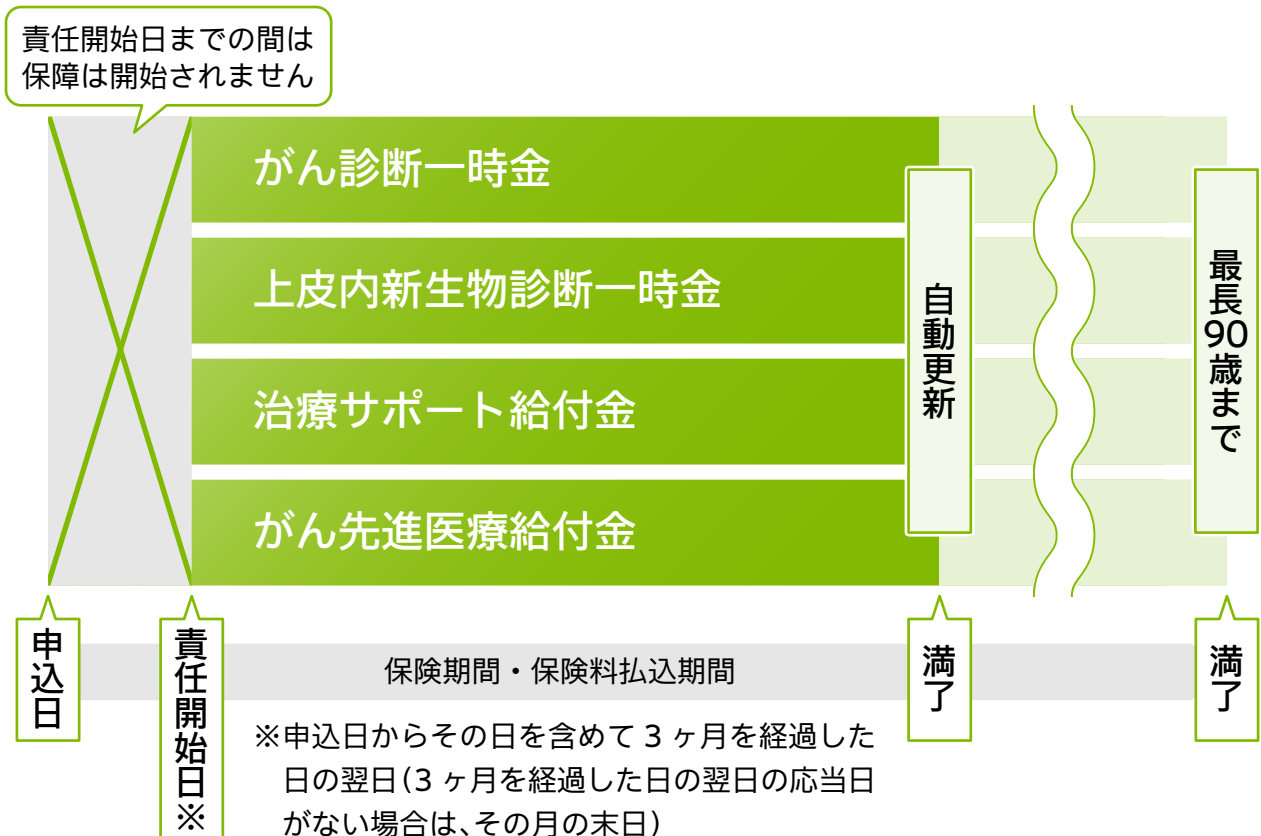
(2) C 型のしくみ図



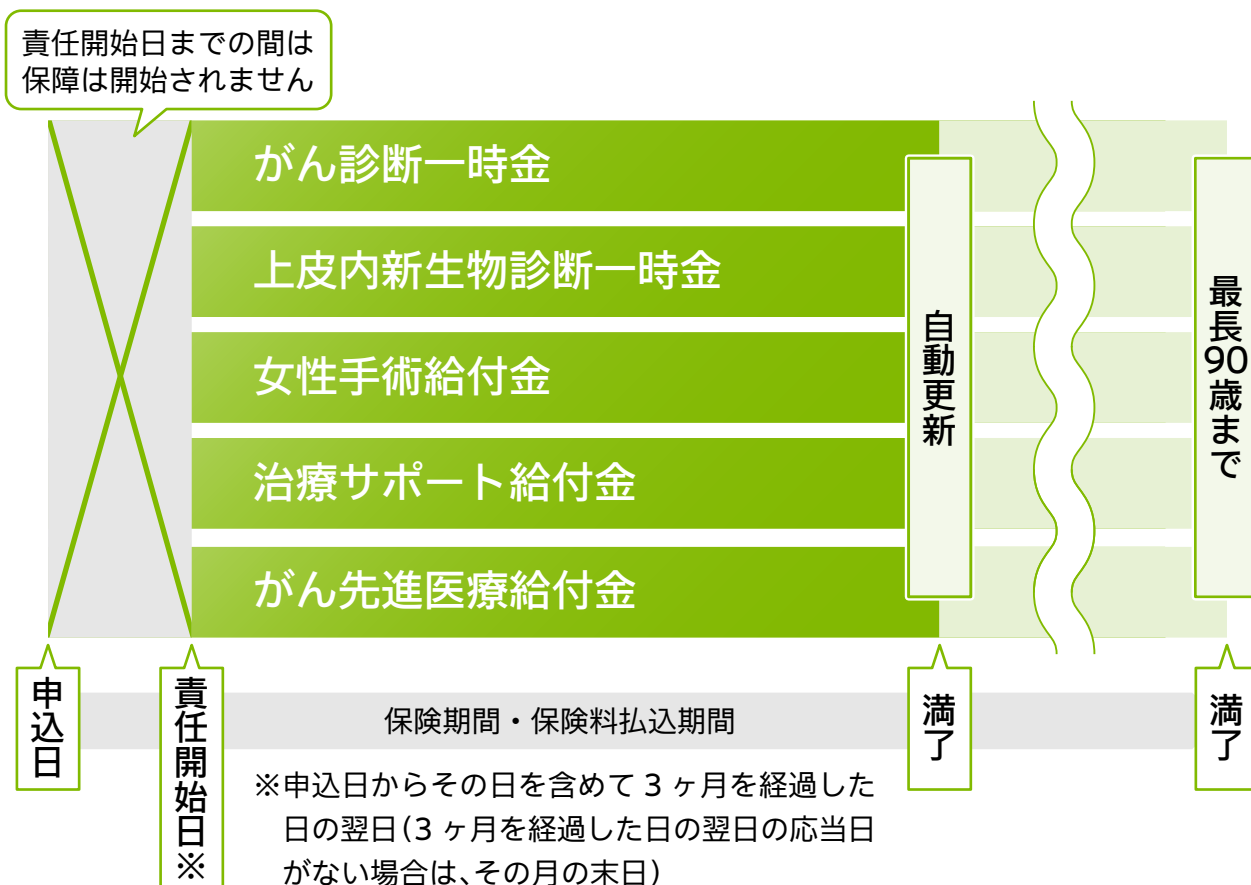
(3) C型のしくみ図(女性手術特則あり)



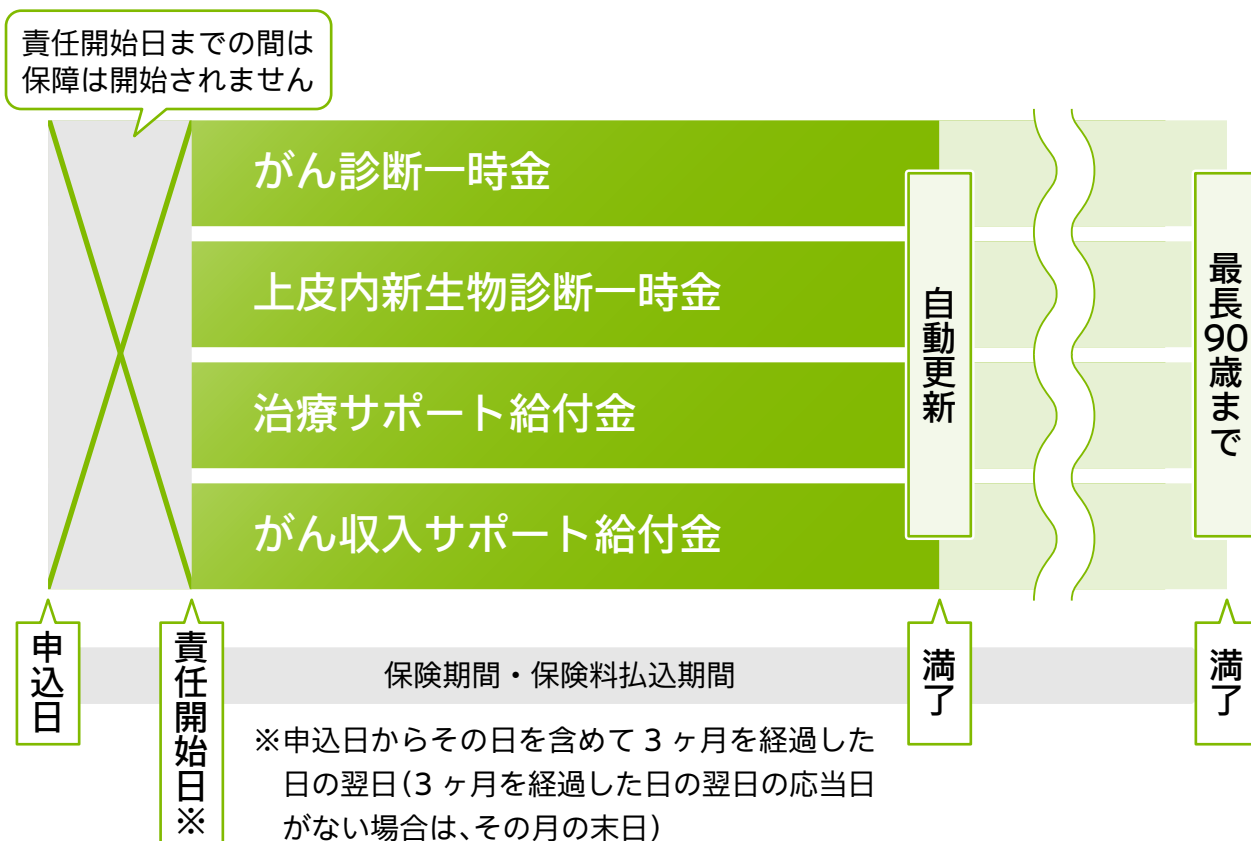
(4) C型のしくみ図(がん先進医療特則あり)



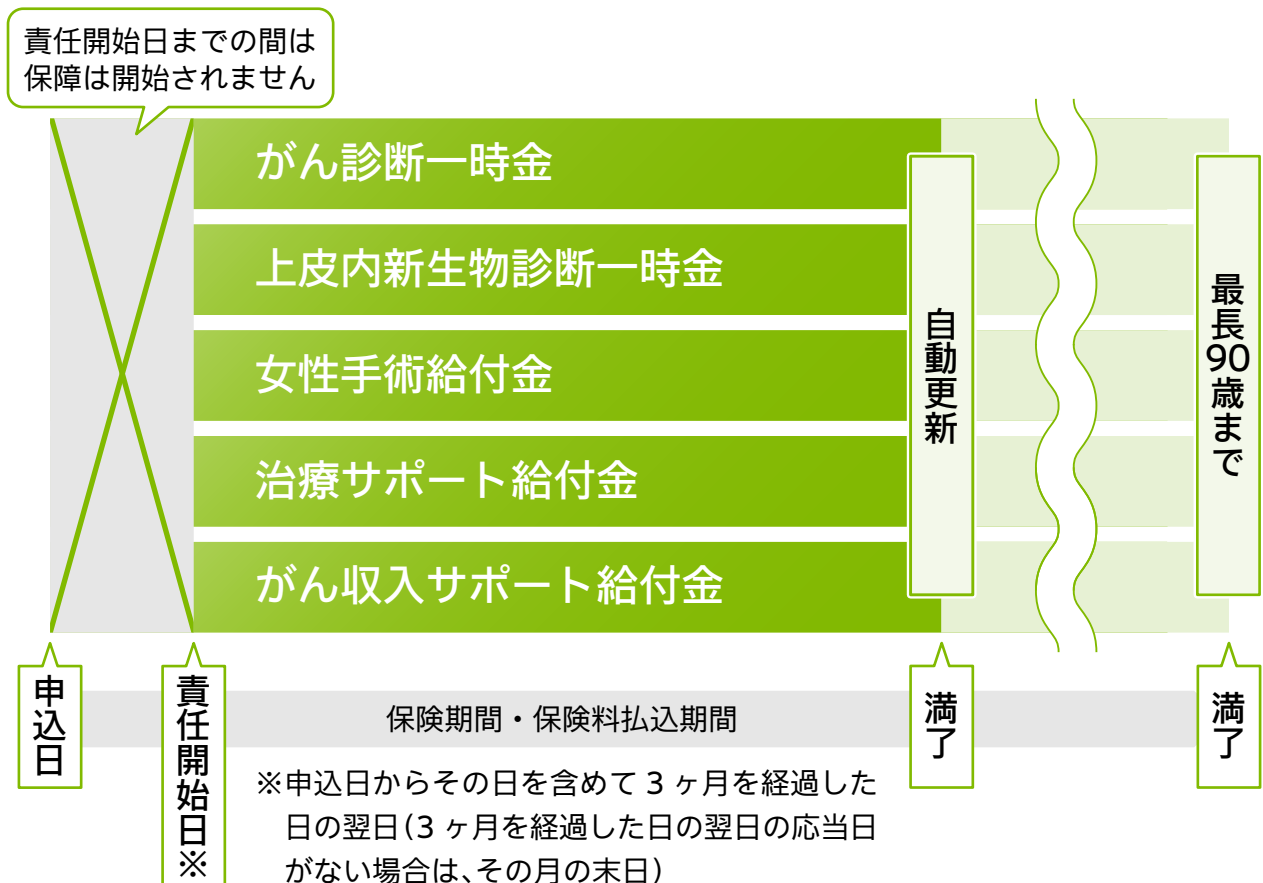
(5) C型のしくみ図(女性手術特則およびがん先進医療特則あり)



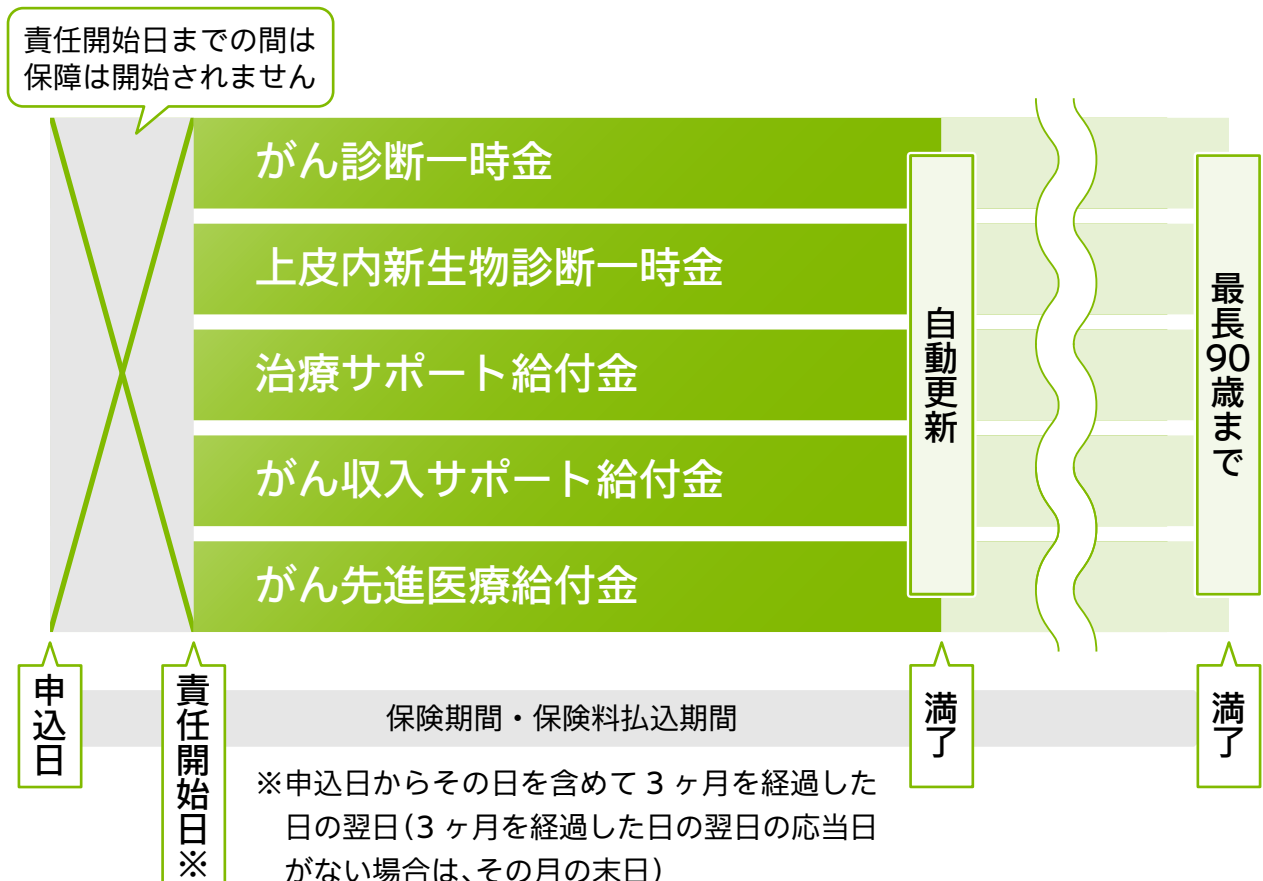
(6) D型のしくみ図



(7) D型のしくみ図（女性手術特則あり）

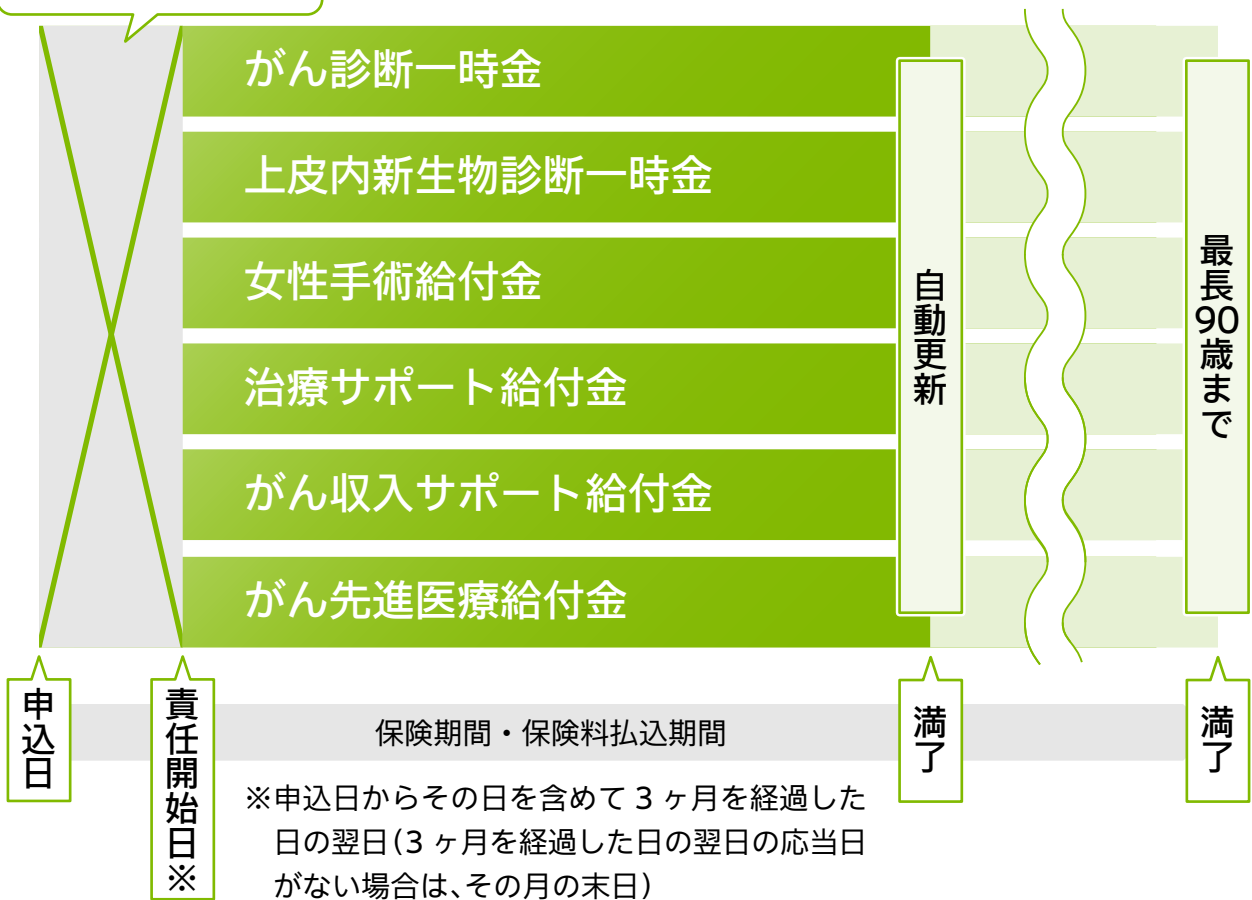


(8) D型のしくみ図（がん先進医療特則あり）



(9) D型のしくみ図(女性手術特則およびがん先進医療特則あり)

責任開始日までの間は
保障は開始されません



② 商品の特徴

契約年齢	18 歳以上、70 歳以下
がん診断一時金	100 万円、150 万円、200 万円、250 万円、300 万円 責任開始日以後の保険期間中に、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）により、はじめてがんと診断されたときにお支払いします。 保障の対象となるがんは約款所定の悪性新生物をいい、上皮内新生物や異形成等は含まれません。 責任開始日以後の保険期間中に被保険者が死亡し、その後にがんと診断確定された場合は、がん診断一時金はお支払いできません。 支払限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含む）を通じて 1 回までです。 <例図> ※保険期間途中での減額が可能です。（がん診断一時金が 100 万円を下回る減額はお取り扱いできません） ※増額の場合は新規の追加契約が必要です。（追加契約時に改めて引き受けのための審査をさせていただきます） 【A 型の場合】 がん診断一時金が支払われた場合は、がん診断一時金の支払事由に該当したときにさかのぼって、保険契約は消滅します。 【C、D 型の場合】 がん診断一時金が支払われた場合は、がん診断一時金の支払事由に該当したときから、保険料の払い込みは免除されます。

上皮内新生物診断一時金

責任開始日以後の保険期間中に、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）により、上皮内新生物と診断されたときに、がん診断一時金の50%をお支払いします。

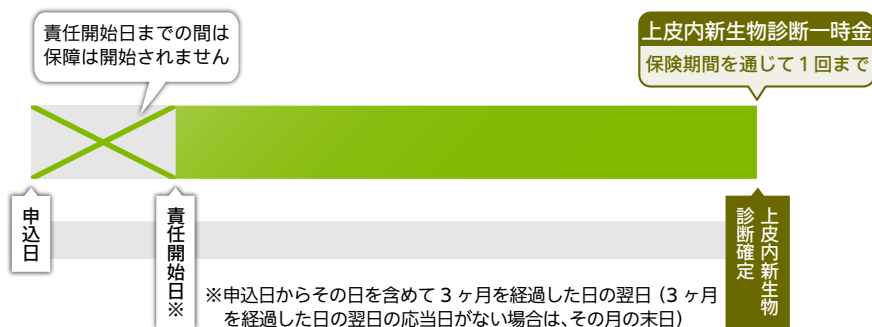
ただし、がん診断一時金の支払事由に該当した日以後に上皮内新生物と診断されたときは、お支払いできません。

保障の対象となる上皮内新生物は約款所定の上皮内新生物をいいます。

責任開始日以後の保険期間中に被保険者が死亡し、その後に上皮内新生物と診断確定された場合は、上皮内新生物診断一時金はお支払いできません。

支払限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含む）を通じて1回までです。

<例図>



女性手術給付金 【女性手術特則】 付加の場合

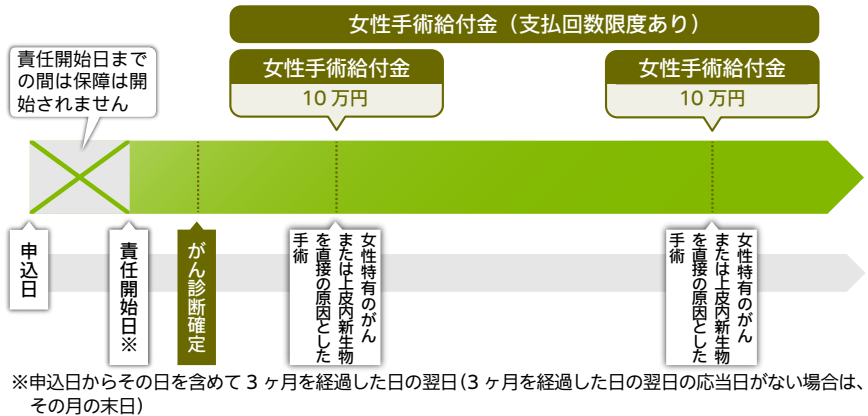
責任開始日以後に診断確定された、がんまたは上皮内新生物を直接の原因として、次のいずれかの約款所定の手術を受けたときに10万円をお支払いします。なお、給付金の支払限度回数は保険期間（更新契約の保険期間を含む）を通じて以下の通りです。

- ・乳房観血切除術：1乳房につき1回
- ・子宮摘出術：1回
- ・卵巢摘出術：1卵巢につき1回
- ・乳房再建術（※）：1乳房につき1回

※乳房観血切除術を受けたことによる乳房再建術

同時に複数の手術を行った場合および同時に両乳房もしくは両卵巢について手術を行った場合であっても、それぞれ個別に手術を行ったものとして給付金をお支払いします。

<例図>

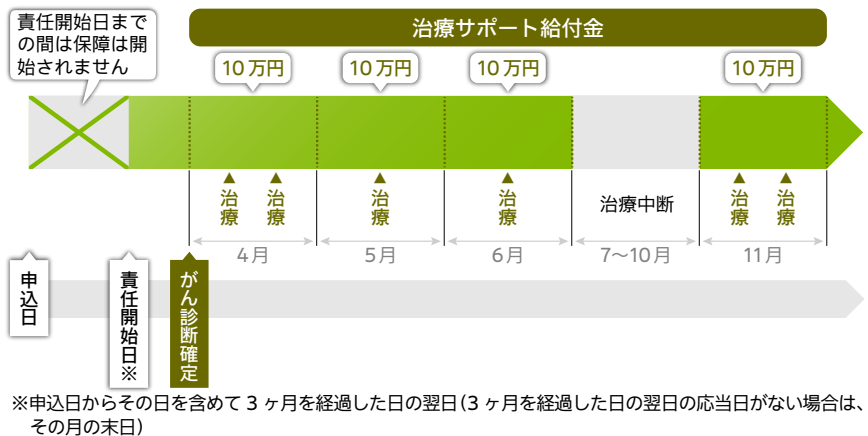


責任開始日以後に診断確定された、がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした約款所定の治療を受けたときに、支払事由に該当した日が属する月ごとに 10 万円（抗がん剤治療のうち、約款に定めるホルモン療法のみを受けた月の給付金額は 5 万円）をお支払いします。

がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療とは、約款所定の、①手術、②放射線治療、③抗がん剤治療をいいます。同一の月に複数の治療を受けた場合も、治療サポート給付金のお支払いは月に1回です。

抗がん剤治療のうち、約款に定めるホルモン療法のみを受けた月の支払月数限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含む）を通じて60ヶ月です。

<例図>



治療サポート給付金

がん収入サポート
給付金

がん診断一時金が支払われた場合、がんと診断された翌年から、支払事由該当日の年単位の応当日に被保険者が生存されていた場合に、がん診断一時金の50%をお支払いします。給付金の支払回数は、保険期間(更新契約の保険期間を含む)を通じて5回までです。

被保険者が死亡した場合は、以後のがん収入サポート給付金はお支払いできません。

<例図>



※申込日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日(3ヶ月を経過した日の翌日の応当日がない場合は、その月の末日)

がん先進医療
給付金
【がん先進医療特則】
付加の場合

責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、先進医療による療養を受けたときに、その技術料と同額をお支払いします。

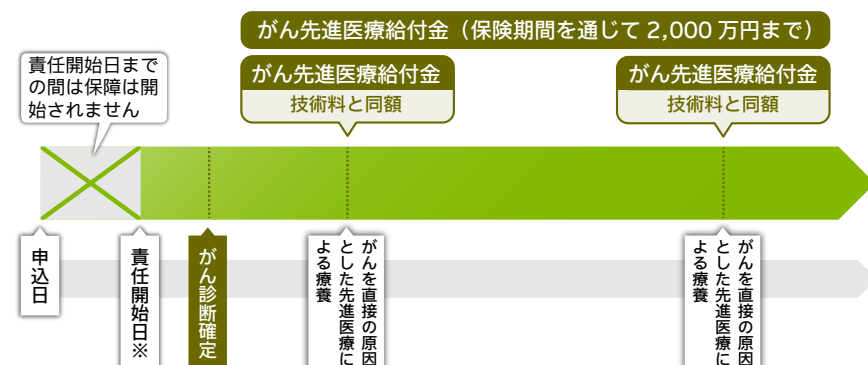
保障の対象となるがんは約款所定の悪性新生物をいい、上皮内新生物や異形成等は含まれません。

先進医療とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険と併用できるもののみをいい、医療技術や医療機関、対象となる疾病には一定の制限があります。

患者申出療養は、がん先進医療給付金の支払対象とはなりません。

支払限度額は、保険期間を通じて2,000万円です。契約を更新した場合でも、支払限度額は通算して適用されます。

<例図>



※申込日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日(3ヶ月を経過した日の翌日の応当日がない場合は、その月の末日)

終身がん保険への移行	保険期間満了日の2ヶ月前までにお申し出いただくことにより、その時の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に、当社所定の範囲内で、その時点で有効な当社所定の終身がん保険に移行することができます。 ・移行後の保険契約（以下、「移行後契約」）は、移行日における普通保険約款を適用します。 ・移行後契約の保険料は、移行日における保険料率を適用し、移行日における被保険者の年齢によって計算します。 ・この保険契約（以下、「移行前契約」）からすでに給付金のお支払いがあるときは、移行後契約の支払限度に通算します。 ・移行後契約の第1回保険料は、移行日の属する月の末日までに払い込んでください。 つぎの場合には、終身がん保険への移行はできません。 ・移行前契約の保険料の払い込みが免除されているとき ・移行日における被保険者の年齢が、当社の定める範囲をこえる場合 ・移行前契約の保険期間満了日までに、約款に定めるホルモン療法に係る治療サポート給付金の通算支払月数限度に達するとき ・移行前契約の保険の種類がB型で移行前契約の保険期間において支払事由に該当したとき ・移行日において当社が終身がん保険の保険契約の締結を取り扱っていないとき
保険期間	10年 ・保険期間満了日の翌日（更新日）の年齢が89歳以下の場合、特にお申し出をいただかない限り、その時の健康状態にかかわらず、更新前と同じ給付金額・保険期間で契約が更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間満了日の年齢が90歳になるように保険期間を年単位で短縮して更新します。 ・更新時には更新日の保険料率に基づき、更新時の年齢で保険料が再計算され、多くの場合保険料は高くなります。 ・がん先進医療特則または女性手術特則が付加されている場合で、更新前の保険期間中にがん先進医療給付金の通算支払限度または女性手術給付金の通算支払回数限度に達したときには、更新後の保険契約にはその限度に達した特則は付加しません。

保険料の払込期間	保険期間と同一
健康診断書の有無	基本的には、健康診断書などがお手元に無い方もウェブサイト健康状態の質問事項にお答え（告知）いただくだけでお申し込みいただけます。 ただし、お申し込みいただく給付金額・契約年齢や告知いただいた内容等によっては健康診断書（コピー）などのご提出をお願いすることがあります。
解約返戻金	なし
配当	なし
その他	ポイント還元のある商品の場合、ポイント還元規約で詳細をご確認ください。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

この保険契約における一時金または給付金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく一時金または給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

③ 注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、約款を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。
※保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から2ヶ月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。
- 契約者間の公平性を保つため、ご職業、身体の状態など、一時金または給付金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し込み後に一時金や給付金額に上限を設ける場合やお引き受けできない場合があります。

④ 一時金または給付金をお支払いできない場合の代表例

一時金または給付金をお支払いできない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

責任開始日と責任開始日前のがん診断確定による無効	保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日（3ヶ月を経過した日の翌日の応当日がない場合は、その月の末日とします）を責任開始日として保険契約上の責任を負います。 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの（１）～（３）のとおり取り扱います。 （１）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。 （２）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。 （３）告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
告知義務違反	正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、一時金または給付金を受け取れない場合があります。ただし、告知されなかった事実と、ご請求内容に因果関係がない場合は、お支払いする場合があります。
重大事由による解除	一時金または給付金（以下、「給付金等」といいます）を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、保険契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に給付金等の支払事由が生じていたとしても給付金等のお支払いはできません。また、すでに給付金等を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。

以上

定期がん保険
(無配当・無解約返戻金型)
普通保険約款
電子証券に関する特約条項

2025 年 12 月

ライフネット生命保険株式会社

もくじ

この保険の趣旨

第1章 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 がん、上皮内新生物の定義および診断確定
- 第3条 被保険者と受取人
- 第4条 保障の開始
- 第5条 契約日と保険期間

第2章 給付金等の支払い

- 第6条 給付金等の種類
- 第7条 がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除
- 第8条 上皮内新生物診断一時金の支払い
- 第9条 がん収入サポート給付金の支払い
- 第10条 治療サポート給付金の支払い
- 第11条 がん診断一時金額が減額された場合の取扱い
- 第12条 給付金等または保険料の払込免除の請求手続き
- 第13条 給付金等の支払いの時期と場所
- 第14条 指定代理請求

第3章 保険料の払い込み

- 第15条 被保険者の年齢の計算方法
- 第16条 保険料の払い込み
- 第17条 猶予期間

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第18条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第19条 住所等の変更
- 第20条 解約
- 第21条 がん診断一時金額の減額
- 第22条 被保険者の死亡
- 第23条 保険契約の更新

第5章 責任開始日前のがん診断確定による無効

- 第24条 責任開始日前のがん診断確定による無効

第6章 告知義務および

保険契約の解除・取消し・無効

- 第25条 告知義務
- 第26条 告知義務違反による解除
- 第27条 保険契約を解除できない場合
- 第28条 重大事由による解除
- 第29条 詐欺による取消し
- 第30条 不法取得目的による無効

第7章 その他

- 第31条 年齢または性別の誤りの処理
- 第32条 時効
- 第33条 管轄裁判所
- 第34条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第35条 終身がん保険への移行
- 第36条 がん先進医療特則
- 第37条 女性手術特則

別表

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 対象となる上皮内新生物
- 別表3 対象となる抗がん剤治療
- 別表4 必要書類

電子証券に関する特約条項

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が、がんまたは上皮内新生物の診断・治療等をされた場合に一定額の給付金を支払うもので、定期がん保険といえます。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第1章 総則

【用語の意義】

第1条 この約款において、つぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
病院または診療所	つぎの(1)または(2)に該当する施設のことをいいます。 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所 (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。
医科診療報酬点数表	手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
歯科診療報酬点数表	手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
先進医療	公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）のことをいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
療養	診察、薬剤または治療材料の支給、および処置、手術その他の治療のことをいいます。
3か月後契約応当日	契約日からその日を含めて3か月経過後に初めて到来する月ごとの契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日とします）のことをいいます。
乳房観血切除術	乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出または切除する観血手術（乳腺腫瘍摘出術を含みます）をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
子宮摘出術	子宮の全部または一部を摘出する手術のことをいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
卵巣摘出術	一卵巣または両卵巣の全部または一部を摘出する手術のことをいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
乳房再建術	乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（皮膚の欠損部分を被覆するための植皮術は含みません）または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は除きます。

【がん、上皮内新生物の定義および診断確定】

第2条 この保険契約において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。

2 この保険契約において「上皮内新生物」とは、別表2に定める上皮内新生物をいいます。

3 がんまたは上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）により日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

【被保険者と受取人】

第 3 条 この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。

- 2 給付金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の者を受取人に指定することはできません。

【保障の開始】

第 4 条 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて 3 か月を経過した日の翌日（「3 か月を経過した日の翌日」の応当日がない場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）を責任開始の日（以下、「責任開始日」といいます）として保険契約上の責任を負います。ただし、第 25 条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点を保険期間の始期とし、その日を含めて 3 か月を経過した日の翌日を責任開始日とします。

- 2 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。
- 3 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険料払込期間
 - (7) 給付金等の額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 責任開始日
 - (11) 保険証券を作成した年月日
- 4 保険契約の申し込みは、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

【契約日と保険期間】

第 5 条 この保険契約の契約日は、前条第 1 項に定める保険期間の始期が属する月の翌月 1 日とします。

- 2 保険期間は、契約日を基準として計算します。
- 3 前条第 1 項に定める会社の責任開始日から、3 か月後契約応当日の前日までに給付金等（一時金または給付金をいいます。以下、同じです）を支払いまたは保険料の払い込みを免除する場合は、前 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項に定める保険期間の始期の属する日を契約日として保険期間を再計算します。

第2章 給付金等の支払い

[給付金等の種類]

第6条 給付金等の種類は、がん診断一時金、上皮内新生物診断一時金、がん収入サポート給付金および治療サポート給付金とします。

2 この保険には、つぎの保険の種類があります。

保険の種類	給付金等の種類
A 型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金
B 型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 がん収入サポート給付金
C 型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 治療サポート給付金
D 型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 がん収入サポート給付金 治療サポート給付金

3 前項に定める保険の種類の変更は取り扱いません。

[がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除]

第7条 会社は、つぎの表に定めるところにより、がん診断一時金を支払います。

支払事由 (がん診断一時金を支払う場合)	被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に、責任開始日前を含めてはじめてがんと診断確定されたとき
支払額	がん診断一時金額
受取人	被保険者

- 2 がん診断一時金を支払う回数の限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じて1回とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後にがんと診断確定された場合には、会社は、がん診断一時金を支払いません。
- 4 被保険者が、第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われた場合、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がA型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時に遡って、保険契約は消滅します。
 - (2) 第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がB型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時から、この保険契約の将来の保険料の払い込みは不要とします。
 - (3) 第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がC型またはD型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時から、この保険契約の将来の保険料の払い込みを免除します。

- (4) 前2号に該当し、保険料の払い込みが不要となった、または保険料の払い込みが免除された保険契約については、がん診断一時金の支払事由の発生時以後、第21条（がん診断一時金額の減額）に定めるがん診断一時金額の減額はできません。

[上皮内新生物診断一時金の支払い]

第8条 会社は、つぎの表に定めるところにより、上皮内新生物診断一時金を支払います。

支払事由 (上皮内新生物診断一時金を支払う場合)	被保険者が、責任開始日以後の保険期間中（第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定めるがん診断一時金が支払われるときは、がん診断一時金の支払事由に該当した日（以下、「がん診断一時金の支払事由該当日」といいます）前であることを要します）に、上皮内新生物と診断確定されたとき
支払額	がん診断一時金額×保険契約締結時に定めた割合
受取人	被保険者

- 2 上皮内新生物診断一時金を支払う回数の限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じて1回とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後に上皮内新生物と診断確定された場合には、会社は、上皮内新生物診断一時金を支払いません。

[がん収入サポート給付金の支払い]

第9条 会社は、つぎの表に定めるところにより、がん収入サポート給付金を支払います。

支払事由 (がん収入サポート給付金を支払う場合)	被保険者が、つぎの（1）および（2）に該当したとき （1）第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定めるがん診断一時金の支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われたこと （2）がん診断一時金の支払事由該当日の翌日以降、がん診断一時金の支払事由該当日の年単位の応当日において生存していたこと
支払額	がん診断一時金額×保険契約締結時に定めた割合
受取人	被保険者

- 2 がん収入サポート給付金を支払う回数の限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じて契約締結時に会社の定める範囲内で契約者が指定した回数とします。
- 3 第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がB型の場合、がん収入サポート給付金を支払う回数の限度に到達した時に、この保険契約は消滅します。

[治療サポート給付金の支払い]

第10条 会社は、つぎの表に定めるところにより、治療サポート給付金を支払います。

支払事由 (治療サポート給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療を受けたとき
支払額	支払事由に該当した日が属する月ごとに、治療サポート給付金額 ただし、次項第3号に定める抗がん剤治療のうち、ホルモン療法のみを受けた月については、治療サポート給付金額×50%
受取人	被保険者

- 2 前項の「がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療」とは、つぎのいずれかによることとします。

(1) 手術

「手術」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。

① 第1条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為

② つぎのいずれかに該当する診療行為

(ア) 器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることで、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為。

(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植。「造血幹細胞移植」とは、造血幹（赤血球、白血球および血小板のもとになる細胞をいいます）を移植する治療法で、骨髄移植、末梢血幹細胞移植および臍帯血移植のことをいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

(2) 放射線治療

「放射線治療」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。

① 第1条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為

② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、体外照射・組織内照射・腔内照射に限り、血液照射は除きます。また、電磁波温熱療法を含みます。「組織内照射・腔内照射」とは、密封した線源を刺入あるいは器具を使って病巣に近づけ照射する方法です。放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合は含みません。

(3) 抗がん剤治療

「抗がん剤治療」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とした別表3に定める抗がん剤治療のことをいいます。ただし、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表3に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されることを要します。

- 3 同一の月に、支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。ただし、同一の月に前項第3号に定める抗がん剤治療のうちホルモン療法に該当する治療と、その他の支払事由に該当する治療を受けたときは、ホルモン療法以外の治療を最初に受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- 4 第2項第1号に定める手術または第2号に定める放射線治療について、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 5 第2項第1号に定める手術または第2号に定める放射線治療の診療行為において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取り扱います。
- 6 被保険者が第2項第1号に定める手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については1日目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 7 被保険者が第2項第1号に定める同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 8 被保険者が第2項第2号に定める同一の放射線治療を複数回受けた場合で、それらの放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。
- 9 第2項第3号に定める抗がん剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表3に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。
- 10 第2項第3号に定める抗がん剤治療については、つぎの各号に定める場合に依拠して当該各号に定める日に、被保険者が抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。
 - (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じです）により行われた場合
医師により当該抗がん剤が投与された日
 - (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづく当該抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、当該抗がん剤を投与すべきとされた日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
 - (3) 前2号に該当しない場合
医師が当該抗がん剤を処方した日
- 11 第2項第3号に定める抗がん剤治療のうち、ホルモン療法のみを受けた月に支払う月数の限度（以下、「ホルモン療法に係る治療サポート給付金の通算支払月数限度」といいます）は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じて60か月とします。

【がん診断一時金額が減額された場合の取扱い】

第11条 がん診断一時金額が減額されたときは、この保険契約の給付金等の支払額は、つぎのとおり計算します。

給付金等の種類	支払額の計算方法
がん診断一時金	被保険者ががんの診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。
上皮内新生物診断一時金	被保険者が上皮内新生物の診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。
がん収入サポート給付金	被保険者ががんの診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。

【給付金等または保険料の払込免除の請求手続き】

第12条 給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。

- 2 受取人（保険料の払込免除の場合は契約者）は、遅滞なく必要書類（別表4）を会社に提出して、給付金等または保険料の払込免除を請求してください。

【給付金等の支払いの時期と場所】

第13条 給付金等の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日。以下、本条において同じです）からその日を含めて5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、給付金等を振り込みます。

- 2 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から給付金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

給付金等の支払事由に該当する事実の有無

- (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (3) 責任開始日の前日以前に、がんの診断確定の可能性がある場合

被保険者が、責任開始日の前日以前にがんを診断確定されたことの有無

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第4号①から④までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の申込時から給付金等の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (3) 前項第1号、第3号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日

- (4) 前項第1号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日

- 4 契約者、被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等の支払いを留保します。

- 5 第2項および第3項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を給付金等を請求した者に通知します。

- 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

[指定代理請求]

- 第14条** 給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下、本条において同じです）である被保険者が給付金等を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表4）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、給付金等の請求を行うことができます。
- (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) がん等傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号、第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族（直系血族がいなるときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もいないときは甥姪）
 - (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者
- 3 指定代理請求人が、故意に給付金等の支払事由を発生させた場合および第1項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。
- 4 指定代理請求人は、給付金等の請求時において第2項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。
- 5 給付金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3章 保険料の払い込み

【被保険者の年齢の計算方法】

第15条 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

【保険料の払い込み】

第16条 この保険契約の保険料は、3か月後契約応当日以後の保険期間に対して要します。

- 2 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替またはクレジットカードで、月払により払い込んでください。指定口座を変更する場合は、必要書類（別表4）を会社に提出することによります。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
- 3 第1回保険料は、3か月後契約応当日から月単位のつぎの契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日とします。以下、「契約応当日」について同じです）の前日までの期間に対応する保険料とし、3か月後契約応当日の属する月の初日から末日までを、第1回保険料の払込期月とします。
- 4 第2回以後の保険料は、月単位の契約応当日からつぎの契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とし、契約応当日の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。
- 5 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。なお、第1回保険料は、3か月後契約応当日の属する月の振替日に振り替えます。
- 6 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料の振替を行います。
- 7 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。
- 8 同一の指定口座からの口座振替または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。
- 9 第3項または第4項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合、会社は、給付金等を支払う際に、未払込保険料を給付金等から控除します。給付金等が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、給付金等を支払いません。
- 10 第3項または第4項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、保険料の払い込みを免除しません。
- 11 第3項または第4項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。ただし、第24条（責任開始日前のがん診断確定による無効）に該当した場合は、第24条の規定を適用します。

【猶予期間】

- 第17条** 保険料の払い込みについては、前条に定める払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。
- 2 猶予期間内に給付金等の支払事由が発生した場合は、会社は、給付金等を支払います。この場合は、未払込保険料を給付金等から控除します。給付金等が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、給付金等を支払いません。
 - 3 猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。

第4章

契約内容の変更および保険契約の管理

【受取人、指定代理請求人の変更】

第18条 給付金等の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

- 2 契約者は、必要書類（別表 4）を会社に提出することにより、第 14 条（指定代理請求）第 2 項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

【住所等の変更】

第19条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

【解約】

第20条 契約者は、必要書類（別表 4）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

【がん診断一時金額の減額】

第21条 契約者は、必要書類（別表 4）を会社に提出することにより、がん診断一時金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断一時金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。

- 2 必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、がん診断一時金額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。
- 3 がん診断一時金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとみなします。

【被保険者の死亡】

第22条 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。被保険者の死亡時の法定相続人は、必要書類（別表 4）を会社に提出することにより、会社に通知してください。

- 2 被保険者が死亡した場合、給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 指定代理請求人
 - (2) 指定代理請求人がいないときは戸籍上の配偶者
 - (3) 第 1 号または第 2 号に該当する者がいないときは法定相続人の協議により定めた者
- 3 前項の規定により、会社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

【保険契約の更新】

- 第23条** この保険は、契約者が、保険期間の満了の日の 2 か月前までに、継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとして、保険期間の満了の日の翌日（以下、「更新日」といいます）に更新します。更新については、新たな申し込みや告知は不要です。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新日の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (2) 保険期間が歳満了の保険契約の場合
 - (3) 第 6 条（給付金等の種類）に定める保険の種類が B 型の場合で、更新前のこの保険契約の保険期間において、第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める支払事由に該当したとき
 - 3 更新後の保険料は、更新日の保険料率および被保険者の更新日の満年齢によって計算します。
 - 4 第 16 条（保険料の払い込み）第 1 項、第 3 項および第 5 項にかかわらず、この保険契約の更新後の保険料は、更新日以後の保険期間に対して要します。更新された保険契約の第 1 回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。また、口座振替による場合、会社は、更新日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
 - 5 更新後の保険期間は、更新前の保険契約と同一とします。ただし、更新後の保険期間の満了の日に被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合は、保険期間を短縮して更新します。
 - 6 更新後の保険契約のがん診断一時金額、上皮内新生物診断一時金額、治療サポート給付金額、がん収入サポート給付金額、女性手術給付金額、保険の種類および付加する特則は、更新前の保険契約と同一とします。ただし、保険期間満了の日の 2 か月前までに契約者から申し出があるときは、会社の定める範囲内で更新日からがん診断一時金額を減額することができます。
 - 7 更新された契約内容については、更新日を第 5 条（契約日と保険期間）に定める契約日と読み替えて、更新日の普通保険約款の規定を適用します。
 - 8 第 4 条（保障の開始）、第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）、第 8 条（上皮内新生物診断一時金の支払い）、第 9 条（がん収入サポート給付金の支払い）、第 10 条（治療サポート給付金の支払い）、第 16 条（保険料の払い込み）、第 24 条（責任開始日前のがん診断確定による無効）、第 25 条（告知義務）、第 26 条（告知義務違反による解除）、第 27 条（保険契約を解除できない場合）、第 36 条（がん先進医療特則）および第 37 条（女性手術特則）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとみなします。
 - 9 第 1 項の規定により保険契約が更新された場合、会社は、契約者に対し、保険証券を発行しません。
 - 10 第 6 項の規定にかかわらず、この保険契約にがん先進医療特則または女性手術特則が付加されている場合で、更新前の保険期間中に第 36 条（がん先進医療特則）第 2 項に定めるがん先進医療給付金の通算支払限度または第 37 条（女性手術特則）第 6 項に定める女性手術給付金を支払う回数の限度に達したときには、更新後の保険契約にはその限度に達した特則は付加しません。
 - 11 第 1 項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。
 - 12 第 29 条（詐欺による取消し）および第 30 条（不法取得目的による無効）の規定は、本条の場合に準用します。

【責任開始日前のがん診断確定による無効】

- 第24条** 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの(1)から(3)のとおり取り扱います。
- (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 2 本条の適用がある場合は、第26条（告知義務違反による解除）および第28条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

【告知義務】

第25条 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。

- 2 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

【告知義務違反による解除】

第26条 会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につぎの事実がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合
- (2) 故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、給付金等の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。すでに給付金等を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は、給付金等を支払い、または保険料の払い込みを免除します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。
- 5 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

【保険契約を解除できない場合】

第27条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第 25 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第 25 条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて 1 か月が経過したとき
- (5) 第 4 条（保障の開始）第 1 項に定める保険期間の始期（以下、本号において「保険期間の始期」といいます）が属する日からその日を含めて保険契約が 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、保険期間の始期が属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。
- 2 前項第 2 号および第 3 号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第 25 条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

【重大事由による解除】

第28条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じです）を詐取する目的もしくは第三者に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。また、すでに給付金等を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。
- 3 本条による解除については、第26条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

【詐欺による取消し】

第29条 契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

【不法取得目的による無効】

第30条 契約者が給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 その他

【年齢または性別の誤りの処理】

- 第31条** 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外の場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。その場合は、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢にもとづいて保険料を精算します。
- 2 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別にもとづいて保険料を精算します。

【時効】

- 第32条** 給付金等の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間行使しない場合には消滅します。

【管轄裁判所】

- 第33条** この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本社または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

【法令等の改正に伴う支払事由の変更】

- 第34条** 会社は、この保険契約における給付金等の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。変更するときは、会社は、給付金等の支払事由に関する規定を変更する日（以下、本項において「変更日」といいます）の2か月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できないときは、変更日前に通知します。

【終身がん保険への移行】

- 第35条** 契約者は、この保険契約（以下、本条において「移行前契約」といいます）の保険期間が満了する場合、保険期間満了の日の2か月前までに通知することにより、会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を終身とする終身がん保険（無配当・無解約返戻金型）（これに準じた保険種類として会社が定める他の保険種類を含み、以下、本条において「終身がん保険」といいます）に移行することができます。終身がん保険への移行については、新たな申し込みや告知は不要です。
- 2 本条の規定によって終身がん保険へ移行された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 移行後の保険契約（以下、本条において「移行後契約」といいます）には、移行日（移行前契約の保険期間満了日の翌日とします。以下、本条において同じです）における終身がん保険の普通保険約款を適用します。
- (2) 移行後契約については、会社は、移行日から保険契約上の責任を負います。
- (3) 移行後契約の契約日は、前号に定める会社の責任が開始される日と同一とします。
- (4) 移行後契約のがん診断一時金額、上皮内新生物診断一時金額、治療サポート給付金額、がん収入サポート給付金額、女性手術給付金額、保険の種類および給付金の種類（特則の給付金を含みます）は、移行前契約と同一とします。ただし、保険期間満了の日の2か月前までに契約者から申し出があるときは、会社の定める範囲内で移行日からがん診断一時金額を減額することができます。

- (5) 第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）、第8条（上皮内新生物診断一時金の支払い）、第9条（がん収入サポート給付金の支払い）、第10条（治療サポート給付金の支払い）、第16条（保険料の払い込み）、第24条（責任開始日前のがん診断確定による無効）、第25条（告知義務）、第26条（告知義務違反による解除）、第27条（保険契約を解除できない場合）、第36条（がん先進医療特則）および第37条（女性手術特則）の規定の適用に際しては、移行前契約の保険期間と移行後契約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- (6) 移行後契約の保険料は、移行日における終身がん保険の保険料率を適用し、移行日における被保険者の年齢によって計算します。
- (7) 第16条（保険料の払い込み）第1項、第3項および第5項の規定にかかわらず、移行後契約の保険料は、移行日以後の保険期間に対して要します。移行後契約の第1回保険料は、移行日の属する月の末日までに払い込んでください。また、口座振替による場合、会社は、移行日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
- (8) 移行前契約は、移行前契約の保険期間満了日に消滅します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は本条の終身がん保険への移行を取り扱いません。
- (1) 移行前契約の保険料の払い込みが免除されているとき
- (2) 移行日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
- (3) 移行前契約の保険期間満了日までに第10条（治療サポート給付金の支払い）第11項に定めるホルモン療法に係る治療サポート給付金の通算支払月数限度に達するとき
- (4) 移行前契約の第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がB型の場合で、移行前契約の保険期間において、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める支払事由に該当したとき
- (5) 移行日において、会社が終身がん保険の保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 4 契約者が本条の終身がん保険への移行を請求するときは、必要書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 第29条（詐欺による取消し）および第30条（不法取得目的による無効）の規定は、本条の場合に準用します。

【がん先進医療特則】

第36条 この特則は、保険契約の締結の際、契約者の申出により、会社の承諾を得て付加することができます。この特則を付加した場合、会社は、つぎの表に定めるところにより、がん先進医療給付金を支払います。

支払事由 (がん先進医療給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき
支払額	先進医療に係る技術料と同額
受取人	被保険者

- 2 がん先進医療給付金の通算支払限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）におけるがん先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。
- 3 被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。
- 4 この特則を、第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がA型またはB型の保険契約に付加した場合、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第4項第1号および第9条（がん収入サポート給付金の支払い）第3項の規定にかかわらず、がん診断一時金またはがん

収入サポート給付金が支払われても、この保険契約は消滅せず、保険契約は継続します。

- 5 この特則を、第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がB型の保険契約に付加したときは、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われても、第23条（保険契約の更新）第2項第3号の規定にかかわらず、この保険契約は保険契約の更新を取り扱います。
- 6 被保険者が第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当した場合、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。
- 7 第2項に定めるがん先進医療給付金の支払限度に達したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特則を、第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がA型の保険契約に付加した場合で、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われているときは、第4項の規定にかかわらず保険契約は消滅します。
 - (2) この特則を、第6条（給付金等の種類）に定める保険の種類がB型の保険契約に付加した場合で、第9条（がん収入サポート給付金の支払い）第2項に定めるがん収入サポート給付金を支払う回数の限度に到達しているときは、第4項および第5項の規定にかかわらず保険契約は消滅します。
- 8 この特則のみの解約はできません。

【女性手術特則】

- 第37条** この特則は、保険契約の締結の際、契約者の申出により、会社の承諾を得て付加することができます。
- 2 この特則の被保険者は女性であることを要します。
 - 3 この特則において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物をいい、「上皮内新生物」とは別表2に定める上皮内新生物をいいます。
 - 4 がんおよび上皮内新生物の診断確定については、第2条（がん、上皮内新生物の定義および診断確定）第3項の規定を準用します。
 - 5 会社は、つぎの表に定めるところにより、女性手術給付金を支払います。

支払事由 (女性手術給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、つぎの(1)、(2)のいずれかに該当する手術を受けたとき (1) つぎのすべてに該当する手術 ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物を直接の原因として、第1条（用語の意義）に定める病院または診療所における、治療を直接の目的とした手術 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ③つぎのいずれかの手術 (ア) 乳房観血切除術 (イ) 子宮摘出術 (ウ) 卵巣摘出術 (2) つぎのすべてに該当する乳房再建術 ①第1条（用語の意義）に定める病院または診療所で受けた手術 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ③前号の支払事由に該当する乳房観血切除術を受けた乳房について行われた手術
支払額	治療サポート給付金額と同額
受取人	被保険者

- 6 女性手術給付金を支払う回数の限度は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じてつぎのとおりとします。

手術の種類	回数限度
乳房観血切除術	1 乳房につき 1 回
子宮摘出術	1 回
卵巣摘出術	1 卵巣につき 1 回
乳房再建術	1 乳房につき 1 回

- 7 被保険者が第 5 項に定める手術を同時に複数行った場合および同時に両乳房もしくは両卵巣について手術を行った場合であっても、会社は、各手術および各乳房もしくは各卵巣ごとにそれぞれ個別に手術を行ったものとして取り扱います。
- 8 被保険者が第 5 項に定める手術を受けた場合で、1 つの手術を 2 日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- 9 被保険者が第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第 1 項に定める支払事由に該当した場合、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。
- 10 この特則のみの解約はできません。

別表

別表 1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる「悪性新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
- なお、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00 ～ C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15 ～ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30 ～ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40 ～ C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43 ～ C44
中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45 ～ C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51 ～ C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60 ～ C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64 ～ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69 ～ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73 ～ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76 ～ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81 ～ C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 上記 1. において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 3 . . . 悪性、原発部位
／ 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が 0 期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表 2 対象となる上皮内新生物

1. 対象となる「上皮内新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00 ～ D07、D09

2. 上記 1. において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表 3 対象となる抗がん剤治療

1. 対象となる「抗がん剤治療」とは、下記 2. に定める抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法のことをいいます（ホルモン療法を含みます）。
2. 「抗がん剤」とは、投薬または処方された時点で、つぎの(1)または(2)のいずれかに分類される医薬品のことをいいます。

(1) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、つぎに分類されること

解剖治療化学分類法による医薬品分類

L01. 抗悪性腫瘍薬
L02. 内分泌療法（ホルモン療法（注））
L03. 免疫賦活薬
L04. 免疫抑制薬
V10. 治療用放射性医薬品

(2) 総務大臣が定める日本標準商品分類において「8742 腫瘍用薬」に分類されること

(注)ホルモン療法とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「L02. 内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

別表 4 必要書類

項目	約款条文	必要書類
がん診断一時金 および保険料の 払込免除の請求	第 7 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書（3 か月以内のもの。以下、同じです） (5) 保険証券
上皮内新生物 診断一時金の 請求	第 8 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
がん収入 サポート給付金 の請求	第 9 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
治療サポート 給付金の請求	第 10 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
がん先進医療 給付金の請求	第 36 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 先進医療の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の印鑑証明書 (6) 保険証券
女性手術給付金 の請求	第 37 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
指定代理請求	第 14 条	それぞれの給付金等の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (4) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し

項目	約款条文	必要書類
指定口座の変更	第 16 条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）
指定代理請求人の変更	第 18 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
解約	第 20 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
がん診断 一時金額の減額	第 21 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
被保険者の死亡	第 22 条	(1) 請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険証券
保険契約の移行	第 35 条	(1) 請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上

電子証券に関する特約条項

【特約の締結】

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。

【保険証券の交付】

第2条 この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

【必要書類】

第3条 前条の規定により会社が電磁的方法により保険証券を交付した場合には、主約款および特約条項の別表に定める必要書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

【特約の保険料の払い込み】

第4条 この特約は保険料の払い込みを要しません。

【特約の解約】

第5条 この特約のみの解約は取り扱いません。

【主契約が更新された場合の取扱】

第6条 主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されます。なお、この特約が付加された場合、主約款の保険契約の更新の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

【主約款の規定の準用】

第7条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

以上